

社会福祉法人つつじ会評議員・役員(理事及び監事)報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人つつじ会(以下、当法人という)定款第8条および第21条の規程に基づき、評議員及び役員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の額及び支給方法)

第2条 評議員及び役員には業務に応じた報酬を支給するものとし、算定方法は次の通りとする。

- (1) 評議員会に出席の都度日額 10,000 円(税抜き)を支給する。
- (2) 理事会に出席の都度日額 10,000 円(税抜き)を支給する。
- (3) 理事長は月額報酬 100,000 円(税抜き)とし、職員給料支給日に支給する。
- (4) 監査(内部監査・行政等の立会)に出席の都度日額 10,000 円(税抜き)を支給する。
- (5) 交通費は奥州市内は無支給とする。
- (6) 評議員及び役員が職務のため、奥州市以外に出張したときは都度日額 10,000 円(税抜き)と合せ、当法人就業規則第 41 条の規程による旅費規程に基づき旅費・宿泊費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人はこの規程を以て社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。